

ASEAN デジタル経済枠組み協定（DEFA）の意義

磯野 生茂

- ASEAN は 2026 年 5 月、DEFA 交渉の完了を発表したが、署名・発効には時間を要する。
- DEFA の評価を拘束力あるコミットメントの多寡だけに限定する議論は、ASEAN が長年培ってきた実装を通じた統合モデルを捉えきれない。
- DEFA は条文の内容に加え、域内の制度調和・能力構築・具体的プロジェクトを促すデジタル統合の枠組みとしての価値を持つ。

ASEAN デジタル経済枠組み協定（DEFA）は、ASEAN が域内のデジタル経済を包括的に発展させるために初めて策定する枠組み協定である。電子商取引、データガバナンス、デジタル ID、サイバーセキュリティ、AI ガバナンスなど、デジタル経済の基盤となる幅広い分野を対象とする。

電子商取引やデジタル金融の分野では、Grab、GoTo、Sea といった域内発のデジタル多国籍企業が急速に事業を拡大しており、国境を越えたサービス提供がすでに日常化している。域内の中小・零細企業（MSME）が越境 EC やデジタル決済を通じて新たな市場にアクセスする動きも広がっており、デジタル経済の恩恵が広範に波及しつつある。市場の拡大、企業の越境展開、利用者の拡大を踏まえると、ASEAN でデジタル経済が一体化することへの期待は大きい。

ASEAN は 2026 年 5 月 27-29 日の SEOM（高級経済実務者会議）において、DEFA について「全ての未解決論点が解決され、交渉が完了した」と発表した。これは域内初のデジタル経済協定に向けた大きな前進であるが、執筆時点では協定本文は未公表であり、2026 年 11 月の署名を目指し法的整合性の確認が続いている。

ASEAN 統合モデルから DEFA を捉える

DEFA をめぐる議論では、デジタル経済連携協定（DEPA）や環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）と比

べてどの程度の拘束力を持ちうるかという点がしばしば注目される。条文が未公表であるにもかかわらず、DEPA ほどの拘束力は期待できないのではないかと、との意見も散見される。

しかし、コミットメントのみの評価軸は、ASEAN がこれまで実装を通じて統合を進めてきた歴史と自信を十分に反映していない。ASEAN の統合は、EU 型の強い拘束力を伴う制度統合とは異なり、加盟国の多様性を前提とした漸進的・実装主導型のアプローチを特徴としている。こうしたアプローチは「ASEAN Way」と呼ばれ、難しい論点を先送りしがちだという批判的評価と、現実的・実務的な協力から積み上げるアプローチだという肯定的評価の双方を受けてきた。事実、ASEAN は内外からの批判にさらされつつ、また急速な改革に慎重な国内の利害関係者や国民との調整を重ねながら、段階的に統合プロセスを進めてきた。その積み重ねが域内の経済発展を支えてきたという経験は、ASEAN の自負につながっている。

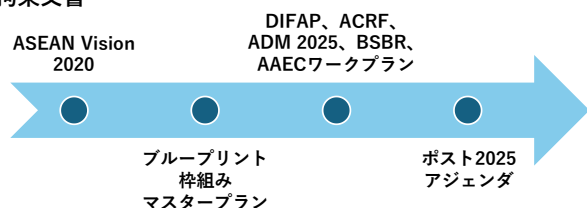
デジタル分野における DEFA も、こうした ASEAN 独自の統合モデルの延長線上に位置づけられる枠組みである。図は、ASEAN のデジタル統合が拘束力のある協定と非拘束文書の二層構造で進んできたことを示している。これまでも、協調と能力構築を重視する非拘束文書が域内統合を支えてきた。DEFA は、この二層構造の下、拘束力のある協定として、越境データ流通、データローカリゼーション、電子商取引

図 ASEAN デジタル統合の二層構造モデル

拘束力のある協定



非拘束文書



※ AAEC : ASEAN電子商取引協定
 DIFAP : ASEANデジタル統合行動計画
 ACRF : ASEAN包括的回復枠組み
 ADM 2025 : ASEANデジタル・マスタープラン2025
 BSR : バンダスリプガワン・ロードマップ

出典：筆者

の相互運用性の分野での規律の確立が期待される。それだけではなく、DEFAは統合プロセス・能力構築・制度調和に貢献する多くの要素を有しており、ASEANのデジタル統合の集大成としての役割を担う。

ASEANのアプローチは、技術革新や社会変化への適応という観点からも捉え直すことができる。近年、国際機関や先進国では、デジタル分野など技術革新のスピードに法制度が追いつかない課題への対応として、目標や仕組みを迅速かつ継続的にアップデートすることを特徴とするアジャイルガバナンスの重要性が議論されている。興味深いのは、ASEANが長年実践してきた、非拘束の枠組みを先行させ対話と実装を通じて段階的に足並みを揃えるアプローチが、出自がまったく異なるにもかかわらず、図らずもアジャイルガバナンスの考え方と多くの共通点を持っている点である。実際、EUにおいても、AI Actの施行前段階として企業の自主的コミットメントを促すAI Pactが導入されるなど、非拘束型のアプローチが選択されている。アジャイルガバナンスは、むしろASEANが得意とする分野といえる。

ASEAN デジタル統合と実際の効果

DEFAの価値は、協定本文に盛り込まれる条文に加え、政策調整や標準化などの統合プロセス、国内政策改革の促進、そして企業や市民が

享受する便益といった多層構造から発生する。これを理解するためには、これまでのASEANのデジタル統合がどのように実際の効果に結びついてきたかを振り返ることが有益である。

データ保護の分野では、ASEANモデル契約条項(MCC)が策定された後、シンガポールがこれを踏まえたガイダンスを発出し、越境データ移転の実務に具体的な変化をもたらした。

貿易円滑化の分野では、ASEANシングル・ウインドウ(ASW)が長い時間をかけて構築され、この過程で未導入の各国でナショナル・シングル・ウインドウ(NSW)の整備が進み、通関手続きの迅速化に寄与した。

さらに、QRコード決済の相互運用性は、タイ・シンガポールなどの二国間協力が先行して進展したが、これらの成功例を域内全体に拡張するために、ASEANレベルでの枠組み化が後押しをしている。

政策提言

DEFAを域内のデジタル統合の実効的な枠組みとして機能させるため、ASEANへの提言は以下の通りである。

第一に、デジタル統合に関する共通理解の確立である。加盟国のデジタル成熟度の違いに留意したうえで、統合の目的、期待される成果、ロードマップについて理解を共有する。

第二に、利用者(企業や市民)との定期的な対話の制度化が求められる。技術や状況の変化にあわせ、利用者のニーズや課題を継続的に把握する。

第三に、広報戦略の構築が必要である。デジタル政策は専門性が高く、制度調和や相互運用性の効果が直ちに可視化されにくいいため、域内外のステークホルダーに対して、DEFAがもたらす便益を継続的に説明し、理解と支持を得る。

第四に、DEFAに伴うワークプラン策定が不可欠である。AAECと同様、DEFAでも具体的な行動計画を策定し、優先分野、タイムライン、実行主体を明確化することが求められる。

第五に、DEFAが謳う包摂性確保への具体化である。域外国とも協力し、カンボジア・ラオス・ミャンマーを含むデジタル成熟度の低い国々や、各国の地方、MSME、中高年齢者が越境デジタルサービスを利用しやすくする能力構築支援を強化することが重要である。

(いその いくも／開発研究センター)